

看護師・准看護師の資格を有する者が、 訪問介護員等として従事する際の証明書について

訪問介護及び介護予防訪問介護に従事しようとする人は、介護福祉士や介護職員初任者研修修了、介護職員実務者研修、古いものでは訪問介護員資格を有していなければいけませんが、青森県では、看護師や准看護師については、介護職員初任者研修の研修科目の全部を免除すると定めています。つまり、看護師や准看護師の資格があれば、介護職員初任者研修を修了したものとみなし、これらの仕事に従事できるとしています。

介護資格を有する証明書については、看護師または准看護師の免許をもってこれに代えるものとするとして定めており、現在は交付されません。

また次のページの要綱は、青森県が定めているもので、上記見解の根拠は、**同要綱第2条第1項および第3項**によります。

詳しくは、青森県ホームページ

www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/ji_kaigoin_youseikenshuu.html でご確認ください。

なお、他の都道府県で従事する場合は、それぞれの都道府県での定めがありますので、そちらに従っていただきますようお願いします。

青森県看護師等の資格等を有する者の介護員養成研修の受講の特例を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）の資格等を有する者が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項及び第8条の2第2項の政令で定める者として同項に規定する訪問介護及び介護予防訪問介護に従事しようとする場合の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項の研修（以下「介護員養成研修」という。）の受講の特例について定めるものとする。

(研修科目の免除等)

第2条 看護師等の資格を有する者については、介護職員初任者研修の課程に係る研修科目のすべての受講を免除するものとする。

2 実務者研修を修了している者については、介護職員初任者研修の課程に係る研修科目の全ての受講を免除するものとする。

3 第1項に定める者が法第8条第2項及び第8条の2第2項の政令で定める者として同項に規定する訪問介護及び介護予防訪問介護に従事しようとする際の証明書は、当分の間、看護師等の免許をもって代えるものとする。

4 第2項に定める者が法第8条第2項及び第8条の2第2項の政令で定める者として同項に規定する訪問介護及び介護予防訪問介護に従事しようとする際の証明書は、当分の間、実務者研修修了証明書をもって代えるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

平成24年 3 月28日
老振発 0328 第9号

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



介護員養成研修の取扱細則について
(介護職員初任者研修関係)

「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」報告書（平成23年1月20日）において、「今後の介護人材のキャリアパスを簡素でわかりやすいものにするとともに、生涯働き続けることができるという展望を持てるようにする必要がある。」との提言がなされたこと等を踏まえ、先般、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の一部改正、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号）の全部改正及びその他所要の規定の整備を行い、介護職員の研修課程等の見直しを行ったところである。

これを踏まえ、今般、介護職員初任者研修については下記のとおり実施することとしたので、御了知の上、実施又は研修実施機関を指定する際には十分留意するとともに、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図られたい。

なお、都道府県及び研修を実施する事業者等の準備期間を考慮し、施行日を平成25年4月1日とし、平成18年6月20日老振発第0620001号本職通知は、平成25年3月31日限りで廃止する。

記

1. 目的

介護職員初任者研修は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われるものである。

2. 実施主体

介護職員初任者研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した者とする。

3. 対象者

訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。

4. 研修科目及び研修時間数

1. 職務の理解	6時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間
3. 介護の基本	6時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6時間
6. 老化の理解	6時間
7. 認知症の理解	6時間
8. 障害の理解	3時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	7.5時間
10. 振り返り	4時間
合 計	130時間

(注1) 講義と演習を一体的に実施すること。

(注2) 「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。

(注3) 上記とは別に、筆記試験による修了評価(1時間程度)を実施すること。

(注4) 「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能。

(注5) 各カリキュラム内の時間配分については、内容に偏りがないように、十分留意すること。

5. 実習施設

実習を行う場合については、原則として以下の要件を満たす施設等において実施するものとする。

(1) 都道府県知事が適当と認める高齢者、障害者施設等とする。

(2) 実習指導者(実習受入担当者)が確保されていること。

6. 訪問介護員の具体的範囲（政令第3条関係）、経過措置規定（附則第2条関係）

（1）訪問介護員は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項各号に掲げる研修の課程のうち、介護保険法施行規則第22条の23に規定された介護職員初任者研修課程を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者とされているが、施行の際、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程及び訪問介護に関する二級課程（以下「旧課程」という。）を修了している者については、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱い、また、施行の際、旧課程を受講中の者であって、施行後に当該研修課程を修了したものについても、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱う。

（2）特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者については、それぞれの職種により既に研修したと同等の知識等を有すると認められる場合は、研修課程の一部を免除することができるものとする。その具体的な免除科目については、各都道府県の判断により、職種、施設・事業所の種類、経験年数等を勘案して決定するものとする。

（3）看護師等の資格を有する者については、施行までの間は改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する一級課程修了相当とみなして引き続き業務に従事することが可能であり、施行後は介護職員初任者研修修了の要件を満たしているものとして、引き続き業務に従事することが可能である。

また、看護師等の資格を有する者を訪問介護員として雇用する場合については、訪問介護員として雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（社会福祉士法及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は胃ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。）の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではない。

また、看護師等の業務に従事していた時期から相当の期間を経ている者又は在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験のない者については、職場研修等を適切に行うことが望ましい。

（4）「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第2号から第15号までに掲げる研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、当該研修において履修した科目が介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、介護職員初任者研修課程のうち当該同等と認められる科目を免除することができるものとする。

（5）前記（2）から（4）までの他、都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅介護サービスに係る研修を受講した者が介護職員初任者研修を受講しようとする場合であって、当該研修において履修した科目が介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、研修課程の一部を免除するこ

とができるものとする。

- (6) 看護師等の資格を有する者等について、介護職員初任者研修の課程の全科目を免除する場合には、当該看護師等の資格を有する者等が訪問介護に従事する際の証明書として、施行規則第22条の25に定める様式第11号に準じた修了証明書を事前に発行することが望ましいが、当面の間は、各都道府県の判断により、看護師等の免許証をもって代える取扱いとしても差し支えない。ただし、この場合においても、都道府県知事が行う研修を修了した者とみなすこと等により、できる限り早期に修了証明書を発行するよう努めるものとする。

7. 経過規定（附則第2条関係）

附則第2条第1項第2号に掲げる「第22条の23の改正規定の施行の際現に旧研修課程を受講中の者」とは、改正規定の施行前に旧課程を受講予定の者の募集を行い、施行後に当該研修課程を修了したものも含まれるものとする。

8. 複数の都道府県にわたる事業の指定事務の取扱いについて

- (1) 介護職員初任者研修事業者の指定はすべて都道府県において行うこととなることから、複数の都道府県にわたる事業であっても、各都道府県において指定する必要があること。

具体的には、同一の事業者が複数の都道府県にわたって研修事業を実施する場合であっても、本部や本校と支所等の各事業所が独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講生の募集も各々の都道府県下において行うなど、事業として別個のものとして認められる場合は、各事業所の所在地の都道府県において指定するものとする。

- (2) また、通信課程による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合には、本部、本校等主たる事業所の所在地の都道府県が指定するものとする。ただし、その申請を受けた都道府県は、当該都道府県以外の実習施設の所在地の都道府県に対し、当該実習施設に対する指導監査等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。

なお、「本部、本校等主たる事業所」とは、対面での実施、講師の確保、添削の実施等を主体的に行っており、通信課程に関する事務処理能力を有する事業所である。

9. 講師要件について

介護職員初任者研修課程を適切に実施、指導できるものにより行われるよう十分配慮される必要がある。

10. 通信学習について

受講者の負担を軽減し、受講を容易にする方策として、介護職員初任者研修カリキュラムで実施する全130時間のうち、各科目ごとの上限を超えない範囲で最大合計40.5時間について実施することができるものとする。各科目ごとの通信学習の上限は別表1「通

信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間」のとおりとする。なお、通信学習を実施する場合には、適切な教材及び適切な方法により、指導及び評価を行うこと。

1 1. 補講

受講者がやむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合等、介護職員初任者研修事業者は受講者に対する補講を行うことができる

1 2. 修了評価について

研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要があることに留意すること。

全科目の修了時に、別添の「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」中『各科目の到達目標、評価、内容』において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講生の知識・技術等の習得度を評価すること。なお、修了評価は筆記試験により1時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。評価の難易度については、介護職の入口に位置する研修であることから、「列挙・概説・説明できるレベル」を想定している。

「修了時の評価ポイント」に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、介護職員初任者研修事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。

1 3. 修了証の発行

修了証は、「9. ところとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の習得が講師により評価され、かつ修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された受講者に対して発行するものとする。

1 4. 名簿の取扱いについて

介護職員初任者研修事業者が提出する訪問介護員の名簿については、各都道府県が自ら行う研修を修了した訪問介護員の名簿とあわせて一体として管理すること。

1 5. 情報の開示について

研修事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）、実績情報、受講者や事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目（別表2「研修機関が公表すべき情報の内訳」）を自らホームページ上などにおいて開示することにより、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めること。また、研修事業者の指定を行う都道府県は、研修事業者による情報の開示が適切に行われているか、研修事業者の実態と開示内容とに齟齬がないかを定期的に確認すること。